

# 鳥取県就農研修交付金事業の事務手続きについて

## 1. 交付申請提出 (研修開始日から30日以内)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

## 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

## 3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 4. 事業完了

※事業の完了とは:対象研修が終了した日。

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

## 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内 若しくは翌年度の4月20日まで)

※実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

### ◎補助金の支払い

毎月出席簿若しくは研修記録簿を確認した後、1か月ごとに支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先

鳥取県農林水産部経営支援課農業参入担当  
住所:〒680-8570 鳥取市東町1-220  
電話:(0857) - 26 - 7261  
メール: keieishien@pref.tottori.lg.jp